

## 建築基準法第 85 条第 6 項の仮設興行場等の許可基準

(目的)

第 1 この基準は、建築基準法第 85 条第 6 項に規定する仮設興行場等の許可に関し、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる一般的な基準を定める。

(用語)

第 2 この基準における用語の定義は、建築基準法（以下「法」という。）、建築基準法施行令（以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（以下「規則」という。）の例による。

(適用の範囲)

第 3 本基準が適用される対象建築物は、次の表の（い）欄に掲げる建築物で、その期間は同表の（ろ）欄の各項に掲げる期間等とする。また、同表の（2）、（5）項については対象となる本建築物が確認済証等の交付を受けている建築物又は確認の申請が不要な改修工事等を、同表の（3）項については対象となる本建築物が確認済証の交付を受けている建築物を対象とする。

	(い)	(ろ)
(1)	仮設興行場、博覧会建築物等	興行等に必要と認める期間（1年以内）
(2)	仮設店舗等	建替工事に必要な期間（2年以内）
(3)	仮設展示用住宅 (モデルルーム)	建築物の販売完了までの期間（1年以内）
(4)	仮設展示用住宅 (ハウジングセンター)	1年以内
(5)	仮設現場事務所・寄宿舍等	工事の施工上必要な期間（2年以内）
(6)	仮設集配所	夏季・年末年始
(7)	確定申告所	年末から年度末
(8)	仮設選挙用事務所	公示日3か月前から投票日以後1か月以内
(9)	ビヤガーデン	夏季
(10)	海の家	夏季
(11)	その他これらに類するもの	1年以内

(技術基準)

第 4 建築物の構造は、次の各号に定めるものとする。

- 1 階数は3以下の建築物であること。
- 2 屋根は令第 109 条の 8 に掲げる性能を有すること。
- 3 法第 27 条において耐火建築物又は耐火構造建築物としなければならない建築物は、主要構造部を準耐火構造または令第 109 条の 3 の構造と、準耐火建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物としなければならない建築物は、外壁及び軒裏を防火構造としなければならない。
- 4 防火地域内においては、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その開口部を法第 2 条第 9 号の 2 口の防火設備とすること。

- 5 準防火地域内においては、延べ面積が 1,500 平方メートルを超える建築物は延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その開口部を法第 2 条第 9 号の 2 ロの防火設備とすること。
- 6 延べ面積が 1,500 平方メートルを超える建築物にあつては、床面積の合計が 1,500 平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第 9 号の 2 ロの防火設備で区画すること。
- 7 火を使用する設備若しくは器具を設けた室（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。
- 8 建築物の主要な出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる避難上有効な通路を設けること。
- 9 くみ取便所を設ける場合にあつては、令第 29 条の構造とすること。
- 10 第 3 の表(2)、(3)、(5)項の建築物については、来客及び従業員の駐車場を確保すること。
- 11 第 3 の表(5)項の建築物については工事現場からおおむね 2 キロメートル以内に建築されること。
- 12 第 3 の表(9)項の建築物については本建築物が令第 121 条に該当する場合、避難上有効な二方向避難を確保すること。また、令第 126 条第 2 項により、避難用屋上広場が義務づけられるものは、おおむね屋上広場部分の 2 分の 1 以下程度とすること。
- 13 法第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる建築物については、構造計算で令第 3 章第 8 節又はこれに準じた方法によって確かめられる安全性を有すること。
- 14 市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合はこの基準によらないことができる。

(許可の申請)

第 5 建築基準法第 85 条第 6 項に規定する仮設興行場等の許可の申請は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 44 号様式の他に以下に掲げる図書等を添付しなければならない。

- 1 次の表の各項の (い) 欄に掲げる建築物にあつては当該各項の (ろ) 欄に掲げる図書

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(1)	全ての建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺及び方位
			敷地境界線、敷地内における建築物の位置
			敷地の接する道路又は敷地周辺の道路の位置及び種類
		各階平面図	縮尺及び方位
			間取、各室の用途及び床面積
			壁及び筋かいの位置及び種類
通し柱及び開口部の位置			

		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		耐火構造等の構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
(2)	法第 27 条において耐火建築物若しくは耐火構造建築物又は準耐火建築物若しくは特定避難時間倒壊等防止建築物としなければならない建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の構造、材料の種別及び寸法
(3)	防火地域内における建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法
		二面以上の立面図	延焼の恐れのある部分の外壁の位置及び構造
(4)	延べ面積が 1,500 平方メートルを超える建築物	各階平面図	防火区画の位置及び面積
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
(5)	火を使用する設備若しくは器具を設ける建築物	室内仕上げ表	火を使用する設備若しくは器具を設けた室(主要構造部を耐火構造としたものを除く)の壁及び天井の仕上げの材料の種別及び厚さ
(6)	くみ取り便所を設ける建築物	配置図	くみ取り便所の便槽及び井戸の位置
		便所の構造詳細図	尿尿に接するくみ取り便所の部分
			便槽の種類及び構造
			便器及び小便器から便槽までの污水管の構造
			くみ取り便所に講じる防水モルタル塗りその他これに類する防水の措置
くみ取り便所のくみ取口の位置及び構造			
(7)	第 3 の表 (2)、(3)、(5) 項の建築物	付近見取図又は配置図	来客及び従業員の駐車場の位置

(8)	第3の表(5)項の建築物	付近見取図又は配置図	工事現場の位置
(9)	第3の表(9)項の建築物で本建築物が令第121条に該当する場合	各階平面図	階段の配置

2 次の表の各項の(い)欄に掲げる建築物にあっては当該各項に掲げる図書及び書類(市長が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

	(い)	(ろ)
(1)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第7号の認定を受けたものとする建築物	法第2条第7号に係る認定書の写し
(2)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第7号の2の認定を受けたものとする建築物	法第2条第7号の2に係る認定書の写し
(3)	建築物の外壁又は軒裏の構造を法第2条第8号の認定を受けたものとする建築物	法第2条第8号に係る認定書の写し
(4)	法第2条第9号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	法第2条第9号に係る認定書の写し
(5)	防火設備を法第2条第9号の2ロの認定を受けたものとする建築物	法第2条第9号の2ロに係る認定書の写し
(6)	屋根の構造を法第22条第1項の認定を受けたものとする建築物	法第22条第1項に係る認定書の写し
(7)	外壁で延焼の恐れのある部分の構造を法第23条の認定を受けたものとする建築物	法第23条に係る認定書の写し
(8)	屋根の構造を法第62条の認定を受けたものとする建築物	法第62条に係る認定書の写し
(9)	防火設備を法第61条に規定する認定を受けたものとする建築物	法第61条に係る認定書の写し
(10)	令第1条第5号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第1条第5号に係る認定書の写し
(11)	主要構造部を令第108条の3第1項第2号の認定を受けたものとする建築物	令第108条の3第1項第2号に係る認定書の写し

(12)	防火設備を令第108条の3第4項の認定を受けたものとする建築物	令第108条の3第4項に係る認定書の写し
(13)	屋根の延焼の恐れのある部分の構造を令第109条の3第1号の認定を受けたものとする建築物	令第109条の3第1号に係る認定書の写し
(14)	防火設備を令第114条第5項において読み替えて準用する令第112条第20項の認定を受けたものとする建築物	令第114条第5項において読み替えて準用する令第112条第20項に係る認定書の写し
(15)	第4第13項による構造計算により安全性を確かめた建築物	第4第13項による構造計算書
(16)	法第20条第1項第1号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物	法第20条第1項第1号に係る認定書の写し
(17)	法第20条第1項第2号イ及び同項第3号イの認定を受けたものとするプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物	法第20条第1項第2号イ及び同項第3号イに係る認定書の写し
(18)	規則第1条の3第1項第1号イ、同号ロ(1)又は(2)の認定を受けたものとする建築物又は建築物の部分	規則第1条の3第1項第1号イ、同号ロ(1)又は(2)に係る認定書の写し
(19)	構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を規則第8条の3の認定を受けたものとする建築物	規則第8条の3に係る認定書の写し

### 3 次の各号に掲げる書面

- i 委任状
- ii 承諾書（借地、排水等）（土地所有者の記名・押印、承諾日、使用承諾期間を明示すること）
- iii 理由書（申請者の記名、作成日を記載したもの）
- iv 誓約書（申請者の記名・押印、作成日を記載したもの）
- v 工程表及び本建築物の確認済証等（第3（2）、（3）、（5）の建築物のみ）

### 4 その他市長が必要と認める図面又は書面 （雑則）

第6 第1から第5までによるほか、下記によるものとする。

- (1) 海の家等の許可申請は、おおむね3棟（附属建築物を除く）を1申請とすることができる。
- (2) 一の催し物に出店する複数の建築物は、一体利用する場合には、それら複数の建築物を1申請とすることができる。

(附則)

施行期日

この基準は、平成13年(2001年)7月1日から施行する

(附則)

施行期日

この基準は、平成17年(2005年)6月1日から施行する

(附則)

施行期日

この基準は、平成19年(2007年)8月20日から施行する

(附則)

施行期日

この基準は、平成27年(2015年)6月1日から施行する

(附則)

施行期日

この基準は、令和元年(2019年)6月25日から施行する

(附則)

施行期日

この基準は、令和4年(2022年)5月31日から施行する

(附則)

施行期日

この基準は、令和5年(2023年)7月1日から施行する